

テストマーケティング事業【神戸三田プレミアム・アウトレット】

公募要領

1. 趣旨

こうべ産業・就労支援財団（以下、当財団）では、食料品・生活雑貨などの販路拡大を目指している方に市内外の商業施設での販売チャレンジの機会として、新商品のテストマーケティングや自店舗のPRの場を提供します。

2. 対象業種

本事業の対象業種は、衣食住の生活関連商材を取り扱う、日本標準産業分類に規定する小売業、サービス業、卸売業又は製造業です。ただし、商材等によっては対象外となる場合もあります。

対象外の商材は以下の通りです。

- ① 物品の販売を伴わず、区画内において役務（サービス）のみを提供するもの。例）ネイルサロン、マッサージ、占い等
- ② 公序良俗に反すると判断されるもの。
- ③ その他、当財団が不適当と判断するもの

3. 応募資格

応募資格者は、下記の全てを満たす中小企業及び個人事業主です。

- ① 中小企業基本法第2条に該当する中小企業者（以下「中小企業」という。）または、構成員の半数以上が神戸市内企業である組合、業界団体等。

中小企業・小規模企業者の定義

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- ② 申し込み日時点で、神戸市内に事業所を有すること。
- ③ PL（生産物賠償責任）保険に加入していること。
- ④ 本事業への出店時、円滑に営業するための生産・販売体制を有していること。
- ⑤ 商品説明及び販売のために出店期間中1名以上を自社ブースに常駐できること。
- ⑥ 販売代行やアルバイトではなく、自社社員による販売員を常駐させること。

その他の条件は下記¹をご参照ください。

¹（1）市町村民税に定める都道府県民税、および市町村民税に滞納または未納がないこと。（2）中小企業又は法人の役員が暴力団等の反社会勢力でないこと、また反社会勢力との関係を有するものでないこと。（3）特定の政党、宗教を支援するものでないこと。（4）各種法令（家庭用品品質表示法、食品表示基準、JAS法等）を遵守し事業を行っていること。（5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」、及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者でないこと。（6）法人の場合、「みなし大企業」でないこと。

4. 出店内容

(1) 出店場所

神戸三田プレミアム・アウトレット（フードギャラリー前・ガーデンコート）

(2) 出店者数

10 社程度 キッチンカーも申し込み可能です。

※募集開始時点のため応募状況等に応じて変更となる場合があります。

(3) 出店料

販売形態・使用什器により出店料が異なります。

冷蔵/冷凍対面ショーケースは数に限りがありますので、ご希望に添えない場合がございます。

※電源を使用する場合は延長コード等を各自でご用意ください。（貸し出しはありません）

販売形態	出店料
キッチンカー	10,000 円/日
平台（2 台）	15,000 円/日
平台（1 台）＋冷蔵/冷凍対面ショーケース	20,000 円/日

(4) 出店期間

2026 年 10 月 31 日（土）

出店時間：10：00～18:00（時間の短縮・延長は原則出来ません）

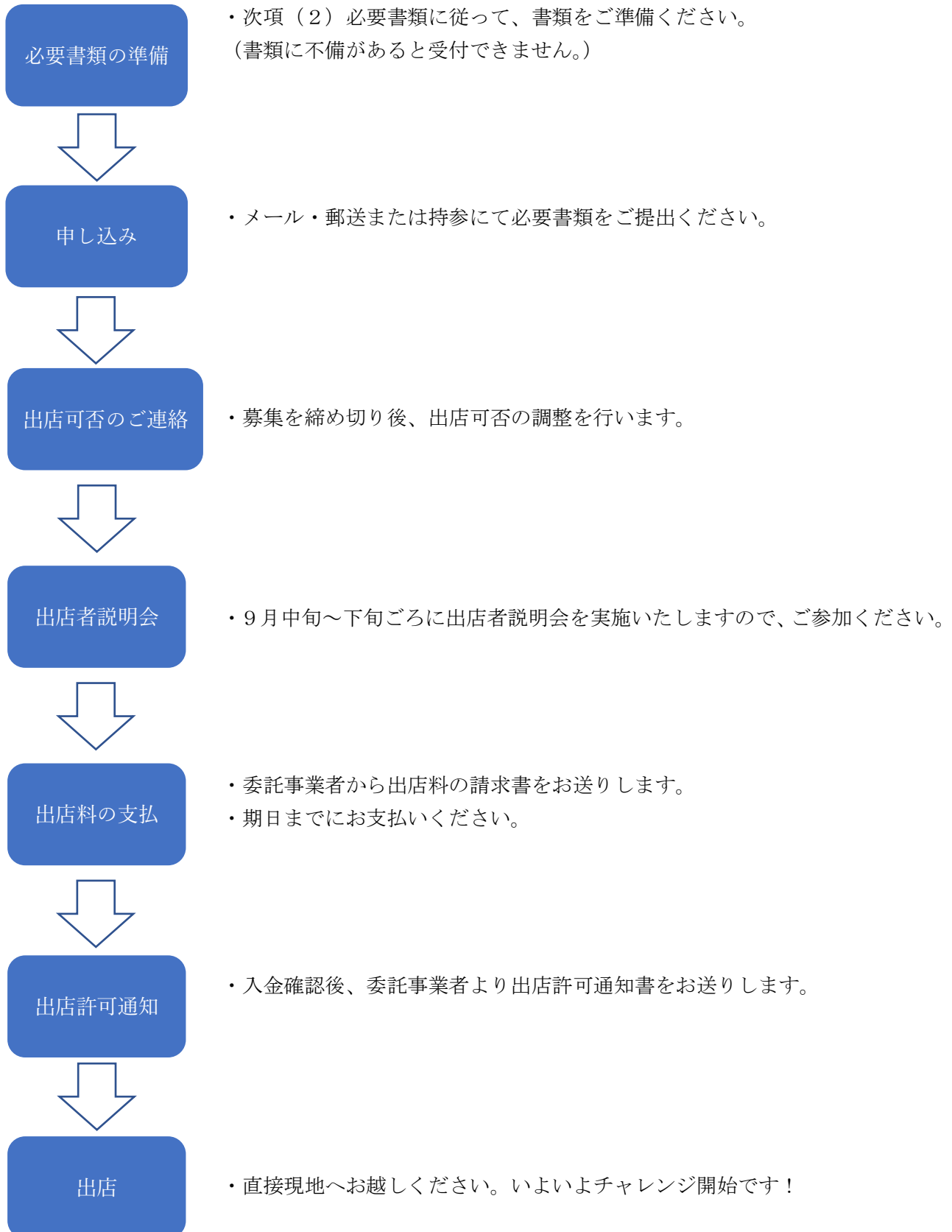
※設営は 8:00 から搬入できます。9:30 以降の車の乗り入れ・搬入はできません。

(5) 出店内容にかかる留意事項

- ① キッチンカーでの出店の場合は、出店終了後、キッチンカーの移動は 21 時以降となります。
- ② 商品を配送される事業者は当日会場での受取りが必要です。
- ③ 台車の貸し出しはありません。各自でご準備ください。
- ④ 当日は直接、販売区画へお越しください。駐車禁止区画や指定経路が決まっていますので、決められたルートにて搬入をお願いします。搬入経路につきましては、改めて通知します。
- ⑤ 什器の準備・撤収は財団及び業務委託事業者の指示に従ってください。
レイアウト後、保安の観点より、変更をお願いすることがあります。
- ⑥ 売上は出店者管理となり、当財団は関与いたしません。釣銭の準備も含め、各自で管理を徹底してください。
- ⑦ 現金以外の決済方法（クレジットカード決済、コード決済等）をご希望の場合には、ご自身で端末等をご準備のうえ、持参・設定してください。なお、端末の不具合等による不利益については、当財団は関与いたしません。
- ⑧ 試食・試飲については各出店者において保健所の承認を得て行ってください。
- ⑨ 保冷・保温が必要な商品については、出店者の責任において、特に留意して温度管理に努めてください。温度管理には、什器の取り扱い、設定等も含まれます。
- ⑩ 出店の際には、販売什器および備品類のほか、倉庫、POP、持ち込み什器、商品在庫等出店にかかる全ての物品について、整理整頓を心掛け、清潔に使用してください。

5. 申し込みフロー

(1) 出店までの流れ



(2) 必要書類について

応募にあたっては、【共通】 1～5 及び、応募する商品区分に応じた必要書類を提出すること。

【共通】

	法人・団体の場合	個人事業主の場合
1	履歴事項全部証明書の写し (申込日から3カ月以内のもの) 【取得方法】窓口(お近くの法務局)、 インターネット ^{※1} 、郵送 ^{※1}	公的証明書の写し(運転免許証等 ^{※2})
2	＜神戸市に納税している場合＞ (神戸市が発行する)滞納がないことの証明書の写し ^{※3} 【取得方法】窓口(新長田合同庁舎2階市税窓口)、郵送 ＜神戸市には市税を納めていない場合＞ 本社又は本店が所在する市町村にて発行する、市税に滞納がないことの証明書の写し(または完納証明書) 【取得方法】各自治体にご確認ください。	＜神戸市に納税している場合＞ (神戸市が発行する)滞納がないことの証明書の写し ^{※3} 【取得方法】窓口(新長田合同庁舎2階市税窓口)、郵送 ＜神戸市には市税を納めていない場合＞ 納税地の市町村にて発行する、市税に滞納がないことの証明書の写し(または完納証明書) 【取得方法】各自治体にご確認ください。
3	直近の決算関係書類の写し ^{※4} (設立間もなく決算関係書類が無い場合は、設立登記申請書)	直近の決算関係書類の写し ^{※4} (事業開始後、間もなく決算関係書類が無い場合は、開業届)
4	PL 保険に加入していることが証明できるもの(写しで可)	
5	出店申込書兼誓約書 (様式第1号)	

【選択】 応募する商品区分に応じた書類

(○：必要 ×：不要)

必要書類	食品の場合	食品以外の場合
商品リスト(非食品用) (様式第2号)	×	○
商品リスト(食品用) (様式第3号)	○	×
食品表示添付シート※ (様式第4号)	○	×

飲食物の提供・調理について

出店にあたり、簡単な調理を伴う飲食物の提供は可能です。

ただし、調理の可否や必要な営業許可・届出等については、出店者各自の責任において、事前に所管の保健所へ確認してください。また、必要に応じて消防署等の関係機関への確認も行ってください。当財団では、個別の調理内容について保健所・消防等への確認は行いませんので、あらかじめご了承ください。なお、著しく強い臭気や煙等が発生する調理、その他施設の利用環境に影響を及ぼすおそれのある調理については、ご遠慮いただく場合があります。

万が一、保健所の判断と異なる対応を行った場合、当財団は一切の責を負いません。

詳細は、管轄保健所に直接お問い合わせください。

(神戸市保健所衛生監視事務所生活衛生ダイヤル 078-771-7497、または各衛生監視事務所まで)

[該当者のみ]

- ・商品を販売するうえで必要な営業許可、販売免許等の写し
- ・特許権、商標権等の使用許諾を得ている場合はその写し

下記の場合には、内容が確定次第、各様式の更新版を速やかに提出してください。原則、出店期間中の変更はお受けできかねます。

- ・商品リスト（様式第2号、様式第3号）の内容に変更が生じる場合
- ・食品表示添付シート（様式第4号）の内容に変更が生じる場合

※容器包装を行わない食品の場合には不要ですが、個別の事情は、各事業者の責任において、保健所の判断を仰いでください。万が一、表示に不備があった場合にも、当財団は一切の責を負いません。（問い合わせ先：神戸市保健所衛生監視事務所生活衛生ダイヤル 078-771-7497、または各衛生監視事務所まで）

※1 履歴事項全部証明書について、インターネットでの取得は下記 URL をご参照ください。郵送での申請については、お近くの法務局にご確認ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho_000002.html

※2 運転免許証のほか、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、健康保険証など本人確認のできる公的証明書

※3 神戸市が発行する「滞納がないことの証明書」の取得方法については、下記リンクからご確認ください。

（法人・団体の方）[リンク](#)

（個人事業主の方）[リンク](#)

※4 損益計算書、貸借対照表は必ず含むこと（ただし、白色申告の個人事業主については、収支内訳書のみでも可）

・今年度、当財団実施事業のいずれにも応募・参加されていない事業者は、今回あらためて書類をご提出ください。

書類に不備がある場合は受け付けできかねますので、十分ご確認のうえ、お申し込みください。

・提出された書類は返却いたしませんので、ご自身で必ず写しをとっておいてください。また、受け取りの連絡はいたしません。

(3) 申込締切

2026 年 9 月 4 日 (金) 17 時

※郵送で提出の場合は、上記に必着となるよう送付してください。

(4) 提出方法

[メールで提出する場合]

下記アドレスに送付してください。

business@kobe-ipc.or.jp

提出するファイルの名称は、「(書類名) _ (事業者名)」と記載してください。

(例 1) P L 保険_●●株式会社

[郵送で提出する場合]

「神戸三田プレミアム・アウトレット応募書類」と記載し、下記宛先に送付してください。

〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4 神戸市産業振興センター6 階
公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団 ビジネス開発部 宛

(5) 出店調整

申込締切後、開催場所と調整の上、出店可否をご連絡いたします。

なお、結果についての異議申し立ては受け付けられません。予めご了承ください。

(6) 出店料の支払い

出店説明会終了後、委託事業者より出店料の請求書を送付します。

請求書に記載の銀行口座へお振込ください。なお、振込手数料は事業者負担となります。

振込手続期日 : 2026 年 10 月 7 日(水) 日付印有効

入金後に出店取りやめになった場合でも出店料はお戻しできませんのでご了承ください。

6. 留意事項

- ① 貴重品・商品等に関しては出店者で必ず管理をお願いいたします。

紛失・盗難に関しては、当財団並びに、委託事業者、開催場所は一切の責任を負いかねます。

- ② 出店期間中であっても、下記の項目に該当する場合は、出店許可を取り消し、ただちに退去するよう求めることがあります。

- ・ 通行人の導線を遮る、または通行人の視界の妨げになる場合。
- ・ 公の秩序または善良な風俗に反する場合。
- ・ 施設内の美観を損なう場合。
- ・ 政治的・思想的意図のある場合。
- ・ 虚偽、誇大な表現である場合。
- ・ 設備上危険を生じる恐れのある場合。
- ・ 施設運営の支障となる音声を発する場合。
- ・ 構内営業者、事業者の営業の妨げとなる場合。
- ・ その他、当財団が不適格と認める場合。

- ③ 借用什器および備品類に関しては、破損・汚損・欠損などがないようご使用ください。

万が一、破損・汚損・欠損があった場合にはすぐにお知らせください。破損事由によっては修理費用をご負担いただく場合があります。

- ④ 出店者は、出店期間中に当財団または出店者が撮影した画像及び動画について、当財団の広報に使用することを承諾するものとします。

- ⑤ 出店者は、出店者及び当日出務者の氏名、電話番号及びメールアドレスについて、当財団が業務委託事業者及び出店場所管理担当部署へ共有することを承諾するものとします。

- ⑥ 利用可能区画の一部又は全部を第三者に転貸すること、又は業務等の委託をすることを禁止します。

- ⑦ 期間中の売上金、釣銭、什器等の保守、安全管理は、出店者が自己の責任において行うものとし、出店者が取り扱う物品の品質、その他販売にかかる顧客への責任は全て出店者が引き受け

るものとします。また、本事業は、出店者の売上を保証するものではなく、当財団および搬出入業務委託事業者は販売結果に対してその責を負わないものとします。また、天災又は当財団の責に帰さない火災、盗難、物品破損等により出店者の被った損害に関しても、その責を負わないものとします。

- ⑧ 出店者又はその使用人、関係者が区画設備及び建物の共用部分・公共部分等を損壊又は滅失（以下「損壊等」という。）したときは、直ちに当財団に報告しなければなりません。出店者の故意または過失により損壊等が生じた場合、当財団より損害賠償を請求することがあります。
- ⑨ 出店者は、営業終了後、持参した販売物品、陳列什器等について、自己の負担において遅滞なく撤去しなければなりません。また、販売区画及び使用した販売什器、備品類を原状回復し、当財団へ遅滞なく明け渡さなければなりません。出店者が遅滞なく上記の処置をとらない場合、当財団より出店者の負担において適宜処置をとることができるものとし、出店者はこれに異議を申し立てることはできません。

7. アンケートのお願い

出店終了後、売上や今回のチャレンジ内容についてのアンケートを予定していますので、ご協力をお願いします。

8. 問い合わせ先

公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団 ビジネス開発部

電 話：078-360-3209（土日祝を除く 9:00～17:30）

e-mail：business@kobe-ipc.or.jp

以上